

研究制度評価

1．評価の概要

農林水産省においては、新たに又は拡充して予算を要求する研究制度について、概算要求を行う前に新規又は拡充要求の適否等を判断するため、事前評価を行っている。

2．評価結果

今回、平成17年度概算要求において拡充要求を予定している「民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業」、「農林水産技術移転促進事業」、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」及び「地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業」の4制度を対象とし、評価専門委員会が事前評価の取りまとめを行ったところ、これを拡充要求することは適当であるとの評価結果となった。

(具体的な評価結果及びそれに対する反映方針案は別紙参照)

平成17年度予算要求研究制度の事前評価結果及び反映方針

研究制度	評価結果	反映方針
民間結集型アグリビジネス創出技術開発事業	<p>本研究制度の拡充については、必要性が高く、緊急性も高いことから平成17年度から実施すべく、予算要求する妥当性は高い。しかし、その効率性、有効性は、領域の内容にも依存することから、重点領域をどのように決定するのかを明確にする必要がある。</p> <p>また、進行管理においては、「実用可能性のある技術」の定義の明確化、プログラムオフィサーの役割の重大さに応じた適切な人の選定、事業化が目的であることを踏まえた評価者の選定、支援機関の支援内容の充実及びそれに伴う選定方法の明確化、採択時における厳格な審査及び毎年度評価の的確な反映、が求められる。さらに、研究終了後も追跡調査を行い、必要に応じて終了課題のサポートも行うことや、実用化状況等の調査結果を進行管理に活かすことが必要である。</p>	<p>重点領域については、政府の経済財政の運営に関する基本方針、科学技術に関する資源配分方針、BT戦略大綱等に基づき、社会的諸課題の解決と国民の関心・ニーズに対応した領域であり、民間活力を結集して投入することが適当である領域として、『食生活及び生活環境における「安心・安全」の確保』、『農業生産活動における環境リスク低減』、『中堅・中小企業等を中心とした地域資源を活用した研究開発』の3領域を設定して概算要求する方針である。</p> <p>進行管理については、については、研究期間終了時(3年目)に実施する事後評価において、評価項目の中に「実用化しうる技術」を設定しており、評価会委員による平均的な評価結果が4段階評価で3以上のものを「実用可能性のある技術」とする。について、本事業では、プログラムオフィサーの役割の重大性に鑑み適切な人材を選定し、専任1名、兼任2名(研究開発企画官)を配置している。については、幅広い分野から、民間企業などの有識者を含め、12名の委員を選定しているところであり、今後とも、今回の拡充に対応した十分な評価が行えるよう検討する。については、支援機関の役割・機能として、a.研究計画や経理等への助言・指導、b.専門家の派遣による現地指導や推進会議、大学・独法等との産学連携を強化するためのコーディネート機能、c.成果の普及・報告会の開催等を行っており、研究機関(民間企業)との役割を分担して事業実施することとしている。また、支援機関の選定については、民間企業が応募する時点で自由に指名することとしている。については、引き続き厳格な審査が行えるよう、適切な評価体制の運営に努める。</p> <p>本事業により採択(例えば平成14年度)した課題が本年度以降終了することとなるため、今後、終了課題に対する事後調査・実用化状況等の把握やフォローアップ等、事業効果が最大限に発揮できるよう対応していく。</p>

研究制度	評価結果	反映方針
<p>農林水産技術移転促進事業</p>	<p>本研究制度の拡充については、必要性が高く、緊急性も高いことから平成17年度から実施すべく、予算要求する妥当性は高い。</p> <p>しかし、本事業の目的が国内研究成果の保護及び逆流の防止にあるのが、開発コストの回収にあるのかが明瞭でないため、受益者や成果指標の妥当性が曖昧になっているので、事業の主な目的を明確に示すべきである。また、本事業の成否は、TLOのノウハウや農林水産省関係の試験研究独立行政法人がどのような研究成果を生み出し、特許化を検討するかに負うところが大きい。他機関の管理手法や問題点を事業推進の参考とするとともに、研究者や特許事務担当者の自覚を促すような具体的な仕組みを構築していくことも必要と思われる。なお、今後、農林水産省関係の研究成果のTLO支援を公立試験機関に広げることや農林水産省認定TLO以外のTLOの活用についても検討してほしい。</p>	<p>本事業の目的は開発コストの回収にあるのではなく、国内研究成果の保護等にある。開発コストの回収は事業の効果としては期待できるが、直接の目的ではない。従って、予算の各種説明資料において国内研究成果の保護等が本事業の目的であることを明確に示す。</p> <p>他機関の管理手法や問題点を事業推進の参考とすべきとのご指摘については、TLOや独法知的財産担当部局と話し合いながら、ご指摘に従って事業を推進する。</p> <p>研究者や特許事務担当者の自覚を促すような具体的な仕組みを構築すべきとのご指摘については、TLOや独法知的財産担当部局と話し合いながら、ご指摘に従って事業を推進する。</p> <p>研究成果のTLO支援を公立試験研究機関に広げることについては、農林水産省認定TLOである(社)農林水産技術情報協会が会員サービスとして県の試験研究機関のTLO活動を行うこととしており、その活動状況を見てニーズの有無や支援の必要性を判断し検討していく。</p> <p>農水省認定TLO以外のTLOが農水省所管試験研究機関の研究成果の技術移転を実施することは、農水省認定TLO以外に農林水産分野の研究に知見を有するTLOが現在存在しないため当面考えられないが、農水省認定TLOと他のTLOが連携して活動することは望ましいので、その点を指導していく。</p>

研究制度	評価結果	反映方針
<p>先端技術を活用した農林水産研究高度化事業</p>	<p>本研究制度の拡充については、必要性が高く、緊急性も高いことから平成17年度から実施すべく、予算要求する妥当性は高い。</p> <p>なお、今回拡充する「リスク管理型」については、課題採択後に行政と一体となって推進する必要がある点について、応募者に予め周知する必要がある。「府省連携型研究」においては、既存の応募区分との違いを明確にするとともに、他府省との具体的な連絡調整方法、本制度の周知方法を検討する必要がある。同じく拡充する「緊急課題即応型研究」については、具体的な予算配分方法や他の応募区分との配分割合などについて十分に検討するとともに、実施機関を決定する基準を明確に示すことが望まれる。</p> <p>また、本研究制度は全体的に、適切な成果の活用方法、進行管理体制が整っているが、今後の改善として、公表方法の工夫により研究成果をさらに利活用すること、進行管理などにおいてプログラムオフィサーを支えるシステムや情報収集の充実等について検討する必要がある。</p>	<p>リスク管理型 課題採択後に行政と一体となって推進する必要がある点について、応募要領や研究領域設定時に明記する等、応募者に予め周知することとする。</p> <p>府省連携型研究と既存の応募区分との違いについて 府省連携型研究は、他府省の基礎・基盤研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に応用する研究を積極的に推進するものであり、農林水産分野の研究に新しい手法等を取入れた研究について特に推進を図るとい点が異なっている。</p> <p>具体的には、他府省の事業における基礎・基盤研究等の成果を活用した研究内容になっていることを応募要件とし、他府省の事業により良い評価結果が得られているものや、他府省の推薦があるものについては、例えば書面審査の省略など、審査に反映させる仕組みについて検討を進めて参りたい。</p> <p>他府省との具体的な連絡調整方法、本制度の周知方法について 地域科学技術振興を目的とした他府省の制度担当部局との連絡会を通じ、連絡調整を行い、府省連携型研究では、課題公募段階での研究機関への働きかけによる事業成果を活用した応募課題の掘り起こし、応募課題についての推薦、評価結果の提供等の面での連携を検討している。</p> <p>また、本事業について説明会を各地で開催するほか、研究実施主体に本事業への応募を頂けるよう働きかけや研究課題の推薦をしてもらうなど、他府省の組織とも連携して本事業のPRに取り組んで参りたい。</p> <p>「緊急課題即応型調査研究」の予算や配分方法について 緊急課題即応型調査研究は、突発的な緊急課題に対応した調査研究を行うため、他の応募区分とは別枠で、予算を予備費的に確保することを予定している。個別課題の予算配分については、調査研究毎の必要性に応じて検討することとした。</p> <p>「緊急課題即応型調査研究」の実施機関を決定する基準について 行政ニーズへの対応の観点から最適な実施機関についてプログラムオフィサーが実施機関の候補案を作成し、研究機関から提出された調査研究の計画について、必要性、効率性、有効性の観点から外部評価委員のアドバイスを経て、農林水産技術会議事務局長が決定することを予定している。</p> <p>なお、具体的な評価項目については、今後設定することとなるが、調査研究計画についての科学的、技術的な能力、研究代表者及び研究分担者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さ等を十分考慮することとしたい。</p>

研究制度	評価結果	反映方針
		<p>公表方法の工夫により研究結果をさらに利活用することについて 研究成果については、これまで、個々の課題毎にプレスリリース等による公表を行い活用を図ってきたところであるが、16年度は事業開始3年目を迎えることもあり、成果集の作成、成果発表会の開催等により、外部に対し広くPRを行う予定である。</p> <p>また、本事業の受付窓口として調査・分析業務を委託している農林水産技術情報協会のTLO機能を活用するなど、成果の利活用を促進する仕組みを検討したい。</p> <p>進行管理などにおいてプログラムオフィサーを支えるシステムや情報収集の充実等 について 進行状況管理については、必要により行う現地調査のほか、従来、4半期毎の定期報告をもとにデータ収集を行っていたものの、研究者の負担が大きいとの本評価委員会からの指摘等を受け、16年度からは半期の中間報告と、年度末の実績報告の2回に減らしたところである。回数を減らしたことにより、進行状況管理がおろそかとならないよう、データを添付させる等、客観的に判断できる仕組みとしたい。</p> <p>さらに、プログラムオフィサーを支えるシステムについては、海外の例などを参考に、本事業に導入できる仕組みがあるか検討したい。</p>

研究制度	評価結果	反映方針
<p>地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業</p>	<p>既存の提案公募型事業を一本化し本研究制度として創設することについては、新たな取組みとして高く評価ができる。また、必要性が高く、緊急性も高いことから平成17年度から実施すべく、予算要求する妥当性は高い。しかし、その効率性、有効性は、本制度の運用・進行管理方法等に大きく依存することから、今後、どのような仕組みとするかについて、検討しておく必要がある。</p> <p>また、応募対象者について、大学自らが応募可能とするか、民間企業と大学との連携を可能とする仕組みについて検討すべきである。</p>	<p>総合科学技術会議「競争的研究資金制度改革について（意見）」を踏まえ、制度の効果を最大限に発揮するため、各分野ごとにプログラムオフィサーを配置するとともに、本制度の一体的な運用・進行管理等が行えるよう、農林水産技術会議事務局にプログラムディレクターを配置する方針である。</p> <p>なお、「新規課題の採択」、「毎年度評価」及び「事後評価」等の評価については、外部評価委員により評価を行った上で、農林水産技術会議で決定することとしている。</p> <p>また、応募対象者については、民間企業に限定することなく、民間企業との連携も含め、大学、独立行政法人や公的試験研究機関等、可能な限り幅広い研究機関が応募できる仕組みとして実施する方針である。</p>